

平成27年 9月 1日  
海上自衛隊八戸航空基地隊八戸厚生隊

## 公 告

### 八戸航空基地における展示即売所の設置及び経営に関する業者の募集について

青森県八戸市河原木字高館に所在する海上自衛隊八戸航空基地厚生センターにおいて、展示即売所を設置し、経営を行う業者を次のとおり募集します。

#### 1 応募資格

- (1) 平成25・26・27年度の競争参加資格(全省庁統一資格)で「物品の販売」の競争参加資格又は同等の資格を有すること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく経営の全てを自社で遂行できること。
- (3) 行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について(蔵管第1号。昭和33年1月7日)第1節第1に定める事項に該当しないこと。

#### 2 設置方法

設置・経営が決定した業者については、国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可が必要

#### 3 募集業種

物品販売

#### 4 募集要領及び仕様書の配布

##### (1) 期 間

平成27年9月1日(火)午前10時~平成27年9月18日(金)正午

##### (2) 場 所

海上自衛隊ホームページ(八戸航空基地隊)

#### 【重要】

#### 5 応募意志の表明

応募希望者は、募集要領別紙様式第1「参加表明書」及び別紙様式第2「役員名簿」を平成27年9月25日(金)正午までに持参又は郵送かFAXにて下記まで提出してください。郵送又はFAXの場合は、確実に届いていることを確認してください。

なお、「参加表明書」及び「役員名簿」を提出されない方は公募に参加できません。

連絡先 青森県八戸市河原木字高館

海上自衛隊八戸航空基地隊八戸厚生隊厚生班

電 話 : 0178 - 28 - 3011 (内線2319) 担当 : 坂本

FAX : 0178 - 28 - 6703 (経理隊FAX)

#### 6 その他

細部の内容は、募集要領・仕様書による。

# 「八戸航空基地における展示即売所の設置及び経営」募集要領

## 1 概要

青森県八戸市河原木字高館に所在する海上自衛隊八戸航空基地において、職員及び来訪者等の利便性を確保するため、展示即売所の設置及び経営する業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

## 2 応募資格

- (1) 平成25・26・27年度の競争参加資格(全省庁統一資格)で「物品の販売」の競争参加資格又は同等の資格を有すること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく経営の全てを自社で遂行できること。
- (3) 行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について(蔵管第1号。昭和33年1月7日)第1節第1に定める事項に該当しないこと。

## 3 設置施設の所在地及び名称

青森県八戸市河原木字高館  
海上自衛隊八戸航空基地

### 【重要】

## 4 応募意思の表明

応募意思を表明しない業者の方は、公募に参加できません。

応募を希望する者は、下記のとおり(1)の提出書類を、(2)の提出先に、(3)の提出期限までに持参又は郵送かFAXすること。なお、郵送かFAXする場合は確実に届いている事を確認すること。

### (1) 提出書類

参加表明書1部(別紙様式第1)  
役員名簿1部(別紙様式第2)

### (2) 提出先

青森県八戸市河原木字高館  
海上自衛隊八戸航空基地八戸厚生隊厚生班 坂本  
電話 0178-28-3011(内線2319)  
FAX 0178-28-6703(経理隊FAX)

### (3) 提出期限

平成27年9月25日(金)正午まで

## 5 業者説明会

参加及び不参加の連絡を、9月24日(木)正午までに、電話か書面(様式は任意)で前項(2)の提出先まで行うこと。なお、郵送かFAXする場合は確実に届いている事を確認すること。

全応募業者が説明会への不参加を表明した場合は開催しない。

### (1) 日時

平成27年9月30日(水)午前10時

### (2) 場所

厚生センター多目的ルーム

### (3) 持参書類

募集要領、仕様書、筆記用具

## 6 設置条件

### (1) 設置方法

設置・経営が決定した業者については、国有財産法第18条第6項に基づく国有財産の使用許可が必要。

### (2) 設置場所

海上自衛隊八戸航空基地内厚生センター等

### (3) 設置業種

物品販売

### (4) 入門手続

開催の都度手続を行う。

毎月開催する業者へは必要に応じ年間の入門許可書を発行する。

### (5) 経営

出店単位は1日(8時間)とし、2週間前までに海上自衛隊八戸航空基地隊司令へ通知し、検討の後決定する。

## 7 応募手続等

### (1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、下記のとおりアの提出書類を、イの提出先に、ウの提出期限までに持参すること。なお、提出された書類は返却しない。

#### ア 提出書類

(ア) 申請書1部(別紙様式第3)

(イ) 企画提案書15部(別紙様式第4)

以下の事項について、必ず記載すること。

また、企画提案書は1部にまとめて提出すること。

a 主な販売予定商品・販売価格表(別紙様式第5)

b 業務期間の販売予定月・販売日数及び1回あたりの使用面積(m<sup>2</sup>)

c 従業員管理(身元管理、健康管理等)及び人員配置

d クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

e 海上自衛隊八戸航空基地における営業方針

f 会社概要

g その他のアピールポイント

(ウ) 企画提案書付属書類15部

販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等(日本工業規格A4)

(エ) その他関係書類各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。(関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。)

a 業務確約書(別紙様式第6)

b 戸籍抄本(法人である業者にあつては、登記簿謄本)

c 営業経歴書、財務諸表(直近のもの)

d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

e 会社概要(任意様式、パンフレット可)

f 印鑑証明書

(注)平成25・26・27年度の競争参加資格(全省庁統一資格)で「物品の販売」の競争参加資格を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、b、c及びdに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

青森県八戸市河原木字高館

海上自衛隊八戸航空基地八戸厚生隊厚生班 坂本

電話 0178-28-3011(内線2319)

ウ 提出期限

平成27年10月13日(火)正午まで

(2) 応募資格者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提出書類の変更(修正、差し替え、削除、追加)を禁止する。

8 選考の方法

提出された企画提案書に基づき、書類選考等による総合審査の上、業者を決定する。

9 決定日

平成27年10月16日(金) 文書及び電話で通知する。

10 業者決定後の提出書類

展示即売所の設置及び経営の業者として決定された者は、下記のとおり(1)の提出書類を、(2)の提出先に、(3)の提出期限までに持参すること。

(1) 提出書類

ア 国有財産使用許可申請書

イ 誓約書

業者決定日に決定業者へ郵送する。

(2) 提出先

申請書等の提出先に同じ。

(3) 提出期限

平成26年10月30日(金)正午まで

11 疑義の申立

(1) 選考結果に疑義のある者は、八戸航空基地隊司令に対して、当該疑義の内容について、選考結果通知を通知した日の翌日から起算して10日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 申立窓口：海上自衛隊八戸航空基地隊八戸厚生隊厚生班

イ 時間：土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前8時から午後4時30分まで。  
ただし、午後1時から午後2時までの時間を除く。

- ( 2 ) 八戸航空基地隊司令は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- ( 3 ) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を通知した日から5日(休日を除く。)以内に書面をもって申し立てることができる。八戸航空基地隊司令は、疑義の再申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して3日(休日を除く。)以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

平成 年 月 日

海上自衛隊八戸航空基地隊司令 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名 印

法人・個人の別 法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

参 加 表 明 書

標記について、下記のとおり応募します。

記

- 1 公募名  
八戸航空基地における展示即売所の設置及び経営に関する業者の募集について
- 2 主な販売予定商品

商号、代表者及び担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用して下さい。



申 請 書

平成 年 月 日

海上自衛隊八戸航空基地隊司令 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

青森県八戸市河原木字高館に所在する海上自衛隊八戸航空基地において、展示即売所を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

1 展示即売所ごとにつき 1 枚提出して下さい。

商号、代表者及び担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用して下さい。

## 企画提案書

会 社 名 :

1 主な販売予定商品
2 1年間の販売日数及び、1回あたりの使用面積 (m <sup>2</sup> )  1年間の販売日数 -  1回あたりの使用面積 (m <sup>2</sup> ) -
3 従業員管理 (身元管理、健康管理等) (200字以内)
4 クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法 (200字以内)

5 海上自衛隊八戸航空基地における営業方針（200字以内）

6 会社概要

- (1) 本社所在地
- (2) 設立年月日
- (3) 資本金
- (4) 社員数
- (5) 店舗数
- (6) 前年度売上高

7 その他アピールポイント（200字以内）



業 務 確 約 書

平成 年 月 日

海上自衛隊八戸航空基地隊司令 殿

「海上自衛隊八戸航空基地における展示即売所の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

商号、代表者及び担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用して下さい。

## 仕 様 書

- 1 業務件名  
海上自衛隊八戸航空基地における展示即売所の設置及び経営
- 2 業務内容  
展示即売所の設置及び経営
- 3 相手方の決定  
本業務を行う者については、海上自衛隊八戸航空基地隊司令（以下、「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可  
(1) 本業務を行う者は、展示即売所の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。  
(2) 国有財産の使用許可は、防衛省東北防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。  
(3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。  
ア 国が国有財産を使用するとき。  
イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。  
(4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。  
ただし、継続した場合はこの限りではない。また、この場合、丙は国に対し一切の補償を請求することはできない。
- 5 丙の資格  
丙は、以下の条件を満たしていること。  
(1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則を遵守できること。  
(2) 業務の全部又は一部を第三者に委託・譲渡することなく遂行できること。  
(3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。  
(4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- 6 国有財産使用料  
丙は、乙に展示即売所の設置に係る面積と出店日数に応じた日額により、国有財産使用料を支払うこと。（第16項参照）  
なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額前納すること。  
また、国有財産使用料については、業務の解除や履行状況に係らず返還されない。
- 7 業務期間  
平成28年4月1日～平成29年3月31日  
なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更もあり得る。
- 8 費用負担  
本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

## 9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

## 10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示即売所を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

## 11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

## 12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

## 13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

## 14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を前部又は一部を解除しようとするときは、休日、土日を除く1週間前に甲に通知し、甲の指示に従い解除することができる。

## 15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の履行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 精算方法は、現金のみとすること。
- (4) 展示即売所の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とし、使用する備品についても丙が用意すること。  
また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (5) 丙は、本業務に要する光熱料の経費を負担しなければならない。
- (6) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとする。

- (7) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後販売すること。
- (8) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (9) 丙は、毎日の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (10) 丙は、本業務の従事者に係る履歴書(写し) その他担当職員の指示する書類を担当職員に提出しなければならない。
- (11) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議するものとする。

## 16 仕様の細部

各展示即売所等の仕様の細部については、下記のとおり。

- (1) 募集業種  
物品販売
- (2) 設置場所  
厚生センター
- (3) 国有財産使用可能面積  
最大20㎡
- (4) 国有財産使用料  
日額(年額6,105/㎡(税込み)×使用面積(㎡)×使用日数÷365)
- (5) 営業日は任意とする。(2週間前までに甲に営業日及び営業者数を連絡する。)
- (6) 営業時間等は1日あたり8時間以内とし、10:00~18:00の間とする。
- (7) その他の営業条件
  - ア 国の行事、緊急時等は国が使用する場合があります、その際は別途協議する。
  - イ 衛生上、食品類については、常温による展示即売に問題が無く、包装済みでない商品については販売者及び購入者等が素手で商品に接触する恐れが無く、賞味期限(消費期限)等について関係法令等に基づき管理されたものについて取り扱い、カタログ販売も可とする。